

I A C S W

岩手県社会福祉士会 ニュースレター



～No. 134 春の速報版～



一般社団法人岩手県社会福祉士会
〒020-0816盛岡市中野2-16-1 3A
TEL 019-613-5505
FAX 019-613-5506

「介護も悪くない」 会員：下道 直樹

洋野町の社会福祉法人みちのく大寿会に勤めている^{したみち}下道と申します。春を迎えようとしている時期に、私の拙い話が皆様に届くことを先にお詫び申し上げます。



令和5年度もあっという間に過ぎ、振り返ると権利擁護の学びの年でした。成年後見人材育成研修、高齢者権利擁護推進員養成研修、基礎研修講師養成研修（権利擁護・法学系科目Ⅰ）など、皆様に多くの学びの機会を頂き感謝しております。権利擁護・自己決定・本人主体が、「シカタガナイ」で抑圧される、そんな違和感に内省を深める充実した令和5年度でした。

そして、権利について深く考える大きな出来事がありました。それは自宅での介護生活に対し、最終的には夫婦共に「介護も悪くない。」と思えたのではないかと感じた私の経験です。週3回人工透析に通う男性は、妻との2人暮らし。徐々に神経障害で歩行が困難になり、認知症の症状も現れベッドと車椅子無しでは生活できない状態に。この時期の男性は増えていく体の不自由さ、妻は介護と仕事の身体的・精神的負担、それぞれが受け止めることに悩み苦しんだ「混乱と苦悩の時期」だと思いました。言うまでもなく妻は介護から離れたい気持ちが強くショートステイを利用しますが、そこで出たのがあらゆる周辺症状。介護が必要になった、介護サービスを利用する、たったそれだけで本人の生活に必要以上の制約が生じていたのだと思います。理由はさておき、そのショートステイ利用は最初で最後でした。そこから本格的な自宅での介護が始まります。というより始めるしかなかったと言った方が正しいです。

自宅での介護の日々に驚くほどの変化が。妻もショートステイ事業所も困らせた周辺症状がどんどん無くなったのです。着せられていた介護用つなぎ服はいらなくなり、性格は温厚になり、透析を嫌がることも無くなり、これまで妻も聞いたことが無い「ありがとう」の言葉まで聞かれ、妻との関係は介護生活が始まる前よりも本当に良くなりました。当たり前の権利・・・家に居たい、好きな物を食べたい、家族と外出したい、孫に会いたいなど。意思を尊重し自己決定できること、本人不在ではなく本人主体であることが、パワーレス状態にあった個人から社会の領域の力を取り戻した様に感じました。その後も穏やかに自宅で妻と過ごし、8月に最期を迎えた私の父は享年65歳でした。

本人の権利が失われることの悪影響、本人主体であることが生活の質を上げることの最も身近でリアルな経験。今となっては、母は笑いながら介護のオモシロエピソードをいつも話しています。なんとなく「介護も悪くない。」と言っているかのように。

拙い話をダラダラと繰り広げましたが、お預かりしたバトンは基礎研修から成年後見人材育成研修を共にした、宮古の社会福祉法人若竹会の久坂義臣さんにお渡しします。宜しくお願い致します！



障がい委員会

調査「障がい者虐待に対する社会福祉士の認識」

副委員長 小川博敬

1. 調査を行った背景と目的

厚生労働省が2021年度に行った調査によると、障がい福祉従事者等から虐待を受けた障がい者は956名、障がい種別は知的障がい者が最も多く(72.9%)、行動障がいのある方が36.2%であり、行動障がいのある知的障がい者に虐待リスクの高いことが示唆されています。先行研究では、社会福祉士に障がい福祉従事者等による虐待を発見した際の行動について調査したところ、「市町村通報する」との回答は50%であったことが明らかにされています。一方で、市町村通報を阻害する要因については検討されていません。このような背景をふまえ、本委員会では障がい者虐待を発見した際の市町村通報阻害要因を明らかにすることを目的とした調査を実施しました。

2. 結果と考察

調査対象を障がい福祉サービスに従事している岩手社会福祉士会会員とし、2022年9月から10月に郵送調査を実施しました。調査票は124名に発送し、回答に不備があった調査票を除外した結果、有効回答数は51票でした(有効回答率41.9%)。障害者虐待を発見した際の行動を明らかにするために、「あなたは障害福祉従事者等による障害者虐待を発見したらどのように行動しますか」と質問文を示し、複数回答法で記入を求めたところ、「市町村通報する」との回答は47.1%であり、最も多いのは「職場の上司・同僚に相談する」(84.3%)でした。

さらに「障害者虐待を発見しても市町村通報を行わない背景にはどのような要因があると考えますか」と質問文を示し、単一回答法で記入を求めたところ、「通報で職場内に不利益が生じる不安が

ある」との回答が最も多く(33.3%)、次いで「通報が職場に知られる不安がある」(13.7%)、「虐待問題に関与したくない」(11.8%)の順でした。

市町村通報を行わない要因に記入された内容を分析した結果、【職場環境】、【職場関係】、【組織の虐待防止体制】、【虐待に対する認識】、【市町村体制】という5つのカテゴリーが生成されました。

【職場環境】のカテゴリーは『職場の体質』、『不利益』、『通報者の匿名性』、『職場関係への影響』、『業務への影響』というサブカテゴリーで構成されており、通報による不利益は見える形でも表面化しない形でも存在することや、少人数の職場だと通報者が特定されやすいこと、その後の業務に支障を及ぼすことなどが述べられていました。

障害者虐待防止法では「通報したことを理由として解雇等その他不利益な取り扱いをしない」ことが規定されていますが、そのことを組織内でより明確に示していく必要があるのかもしれませんが。近年は「虐待通報は職場変革のチャンス」との認識が広まりつつあり、虐待を前向きな問題提起として捉える姿勢が組織には求められているように思われます。

生涯研修センター岩手

1 基礎研修の開催予定

※ 開催案内は次号のニュースレター同封、当会ホームページに掲載予定です。

①基礎研修 I

受講対象者：会員一般(基礎研修未受講者)

開催場所：講義 eラーニング

演習 ふれあいランド岩手

受講料：13,000円

日程及び内容

(1) 7/27(土)集合研修①(講義、演習)

(2) 12/14(日)集合研修②(演習)

※事前課題2題、中間課題6題。

※講義は、eラーニングによる個別取組み

②基礎研修Ⅱ

受講対象者：基礎研修Ⅰ修了者

開催場所：講義 eラーニング

演習 ふれあいランド岩手

受講料： 15,000円

演習日程 ※集合研修6日間

① 6/22(土) ② 7/20(土) ③ 8/17(土)

④ 9/14(土) ⑤10/26(土) ⑥11/16(土)

※事前課題4題、科目修了課題2題。

※講義は、eラーニングによる個別取組み

③基礎研修Ⅲ

受講対象者：基礎研修Ⅱ修了者

開催場所：講義 eラーニング

演習 ふれあいランド岩手

受講料： 20,000円

演習日程： ※集合研修6日間

① 6/15(土) ② 7/13(土) ③ 8/ 3(土)

④ 9/ 7(土) ⑤11/ 9(土) ⑥12/15(日)

※事前課題6題、中間課題2題、科目修了課題6題。

※講義は、eラーニングによる個別取組み

2 レポート・論文作成研修

受講対象者：全会員

開催場所：ふれあいランド岩手

受講料： 3,000円

日程及び内容：7/27(土)集合研修

3 独立型社会福祉士研修

受講対象者：独立型社会福祉士、フリーで活動

している社会福祉士、独立型を目指している若しくは興味のある社会福祉士

開催場所：ふれあいランド岩手

受講料： 無料

日程及び内容：2/15(土)午後 集合研修

5 スーパービジョン実施体制整備開催

① 2024年度新規スーパービジョン実施希望者

とりまとめ（基礎研修課程修了者）

② スーパーバイザー確保に関する情報収集

対象者：スーパービジョン既実施者 及び新規実施希望者

※4月上旬マッチングを行う予定

《参考》認定社会福祉士取得に必要なスーパービジョン単位数は、5年間で10単位。

(1回あたり1時間以上 × 年間6回以上 = 年間2単位取得)

理事会報告

【日時】2024年1月13日(土) 13:00~15:30

【会場】ふれあいランド岩手 会議室 Web開催 (ZOOMでのオンライン参加)

【出席状況】出席数23名(理事20、監事1、相談役1、代理1) 欠席6(理事5、監事1)

【報告事項】

(1) 創立30周年記念事業について：収入1,047千円に対し、支出1,090千円。相談役佐々木裕彦氏(基調講演講師)からの寄付金100千円を充当した。

(2) 苦情対応について：12/4ぱあとなあ会員に対しての苦情について、県士会の苦情対応方針に沿って対応した。

(3) 定款第21条3項による職務執行状況：いわて福祉コンソーシアム・トークセッションは、1/15開催予定であったが、「令和6年能登半島地震」対応で開催中止にて提出資料のみ共有。

【協議事項】

(1) ブロックの事業計画・予算の作成・報告について：ブロック総会決議前に作成したものを理事会に提出、理事会承認後にブロック総会にて決議を行うという取り扱いにすることで、ブロック総会は4月の理事会以降、6月の総会までに開催することで確認する。

- (2) ばあとなあ岩手報酬活動費助成支給要綱の改正案について：①報酬助成の要件を緩和する。
②名称の変更「報酬助成」→「活動費助成支給」に変更する。
- (3) 会費未納状況と対応について：会費未納者7名、未収金135,000円は、事務局から督促済み（納期～1/31）。各ブロックからの働きかけを依頼する。
- (4) 「令和6年能登半島地震」の支援について：岩手県社会福祉士会としての支援は、人的派遣及び支援については、岩手県災害派遣福祉チームの活動を基本とする。県士会としての活動支援金3万円を拠出する。会員へ「令和6年能登半島地震」活動支援金の協力を依頼する。
- (5) 「プラチナの会」（仮称）について：誰もが安心して活躍できるステージ。年齢・性別を限定せずにニーズの狭間に対応したい。
- (6) 「自治体社会福祉士の会」（仮称）の立上げについて：発起人4名の内諾を得た。理事の千田氏も発起人に加わる。総務委員会の枠組みで対応したい。
- (7) HP更新等効果的な設定について：活用が十分でないように感じられる。委員会の最新情報を流せるようにできないか。各委員会・ブロック等から事務局への依頼にて、随時情報を掲載する。
- (8) 2024年度総会資料の取りまとめ日程について：2024年度事業計画2/29締切、2023年度事業報告3/29締切、2023年度決算報告4/5締切。

【議決（承認）事項】

- (1) 委員会活動費の追加交付について：地域共生社会委員会34千円、子ども家庭学校委員会25千円、障がい委員会12千円、虐待対応専門職委員会110千円、合計181千円について、上記追加交付について異議なく承認された。
※次年度以降は各委員会の予算に応じた交付とすることも検討する。
- (2) 2024年度定時総会の開催日について：2024年6月8日（土）開催で異議なく承認された。

- (3) 会員の入会退会の承認について：退会者1名（その他死亡退会2名）、入会者3名について異議なく承認された。

事務局だより

「自治体社会福祉士を支援するワーキングチーム（WT）」の立上げについて

1. 背景と趣旨

今日、複合的な問題・課題を抱えた世帯や地域での複雑化した「地域生活課題」に対して、社会福祉援助（ソーシャルワーク）の専門職である社会福祉士にその対応が求められる現状にある。

地域住民やその世帯が抱える「地域生活課題」に対応していくためには、社会福祉分野等の専門職が中心となって、保健医療、福祉、子ども子育て支援、労働、教育、司法、消費者相談、若者支援、年金制度、自殺対策、権利擁護、再犯防止等の多職種や多機関が必要に応じて柔軟に連携する体制を整備することが求められており、平成29年の社会福祉法の改正において、市町村は複合的な課題を抱えた世帯を含めて「地域共生社会の実現」に向けて、地域での包括的支援体制の整備が位置付けられている。

2023年10月14日、岩手県立大学の齊藤昭彦先生を講師に迎え、「30周年記念研修」を開催し、地域包括支援体制における自治体職員の社会福祉士の役割や当会についての関わりについて有意義な示唆をいただいたところである。

とりわけ、市町村で社会福祉業務に従事する職員は、地域における身近な相談支援や事業の実施主体として、幅広いソーシャルワーク実践が求められているとともに、重層的支援体制整備事業をはじめとした、地域における包括支援体制の構築に向けた各種事業等の全体統括を担当する職員には、事業全体の「司令塔」としての役割が期待されることから、社会福祉援助（ソーシャルワーク）業

務も含めた相当の福祉行政経験のある「社会福祉士」等の資格を有し、特に、庁内の関係部署、庁外の関係機関・関係者との連携が十分にでき得る職員の配置が必要と提言された。

また、県の社会福祉業務に従事する職員は、市町村等では対応が難しい相談支援や強制介入など、今まで以上に高度で専門的なソーシャルワークが必要とされているほか、全県的な視点での計画策定や事業の実施、市町村を支援する役割が期待されている。

今後、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築の推進にあたり、本会会員が分野を超えて積極的に参画するとともに、その核となる市町村職員に対して、自治体の社会福祉業務に従事する職員の特性を踏まえ、社会福祉行政特有の専門性や効果的なソーシャルワークの展開を支援するため、「自治体社会福祉士」の交流、情報交換や資質向上等を目的とした「居場所」的な位置づけとなる「自治体社会福祉士の会（仮称）」の立上げを目指すものである。

2. 発起人会の開催

・2024年1月13日(土)の第4回理事会において、会長から「自治体社会福祉士の会」(仮称)の立上げについて、趣旨と5名の発起人が提案された。参加された理事・役員から異議はなく承認された。

・2024年2月7日(水)19時~20時、オンライン開催で以下のメンバーを発起人として、発起人会を開催した。趣旨の確認、会の名称、主な活動内容、代表(◎)を佐久山久美子氏に選任することを確認した。

・発起人が、コアメンバーとなるワーキングチームを設置し、会の立上げに向けた検討を推進する。

<発起人>

◎盛岡市子ども未来部：佐久山久美子氏

奥州市福祉部：小野大祐氏

八幡平市健康福祉課：武内晶氏

一関西部地域包括支援センター：千田修氏

岩手県保健福祉部地域福祉課：米澤克徳氏

3. 主な活動内容

- ①自治体社会福祉士の顔の見える関係・交流の促進
- ②県市町村の課題の共有
- ③県市町村間の情報共有
- ④自治体社会福祉士のスキルアップ研修の機会確保
- ⑤その他、自治体社会福祉士の活動に必要なこと

4. 当面の取り組み

- ・2024年度の事業計画に、「自治体社会福祉士を支援するワーキングチーム(WT)」の立上げを明記する。
- ・人事異動等を見越し、年度を越えた4月以降に打ち合わせを開催し、具体的な活動を検討する。
- ・自治体に従事する会員を把握し、会の立上げと活動内容を周知する。

「苦情受付について」

2023年12月4日、ぽあとなあ会員の活動について、被後見人の入所する施設管理から、被後見人の死亡に伴う対応について苦情がありました。苦情対応機関で調査した結果、倫理綱領・行動規範に抵触していないこと、ぽあとなあ会員から説明不足であったことが話され、申し出た施設管理者に説明し理解を得ています。

「2024年度 定時総会について」

定時総会は、6月8日(土)午後に開催予定です。岩手県介護福祉士会との合同研修会も開催する予定です。終了後は懇親会も予定しています(詳細は検討中)。

総会の詳細や議案集は次号ニュースレターに同封予定です。

次号ニュースレターは5月の連休明けにお手元に届くように郵送いたします。



インフォメーション



【 今後の予定 】

※2024年2月29日現在

3月 5日 (火)	事務局会議・正副会長会議	4月 9日 (火)	顧問税理士指導
3月 9日 (土)	第5回理事会 (午後)	〃	事務局会議・正副会長会議
〃	ぱあとなあ運営委員会 (午前)	4月11日 (木)	会計監事監査
3月16日 (土)	日本社会福祉士会：臨時総会	4月13日 (土)	ぱあとなあ業務監査
〃	日本社会福祉士会設立三十周年 記念式典(ホテル ルポール麴町)	〃	第1回理事会
		4月20日 (土)	SSW r ネットワーク会議①

※上記予定は変更になる可能性もあります。

【年会費の口座振替 (引落し) について】

年会費 **15,000円** をご準備ください。口座振替日は、4月12日 (金) です。

振替手数料 **121円** (税込) が会費と同時に 振替になります。指定口座に残高不足等がないようにご準備をお願いします



【eラーニング視聴に係るパスワード】

岩手県社会福祉士会員の皆様には一部有料ですが、ほとんどのeラーニング講座を無料で受講いただけます。eラーニング講座をご覧になるには生涯研修パスワードとユーザーIDが必要です。(ホームページ会員専用ページのパスワードとは別です。)

ユーザーID、パスワードが分からない方は、日本社会福祉士会または当会事務局(山口)へ「氏名」「会員番号」を明記の上メールでお問合わせください。ユーザーID、パスワードをメールで返信させていただきます。各講座は大変充実した内容となっておりますので、是非ご覧頂きたいと思っております。

【「メールによる情報一斉配信」登録の御案内】

ホームページの他に、メールによる一斉配信を行っています。登録いただくことで、多様な情報を迅速に提供できるように考えています。登録希望の方は下記事務局へメールでご連絡ください。

【会員入会情報】2024年1月末日時点 (入会率全国第2位)



会 員 数	増減 (前月比)	2月新入会	入 会 率
783 名	-3 名	0 名	28.13 %

<編集担当> 一般社団法人岩手県社会福祉士会 事務局 山口依里

〒020-0816 岩手県盛岡市中野二丁目16-1SETビル3階A

TEL: 019-613-5505 e-mail アドレス: info@iwate-csw.or.jp

2024年1月16日

岩手県社会福祉士会

会員の皆様へ

会長 坂口 繁治

「令和6年能登半島地震」にかかる「活動支援金」と 被災県社会福祉士会等へのメッセージの協力について

先ず以て、この度の「令和6年能登半島地震」は、私達が直面した13年前の東日本大震災を思い出させるものであり、地震・津波・火災等で犠牲になられた方々にご遺族の皆さまに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災した方々に心よりお見舞い申し上げます。また、行方不明となっておられます方々の早期発見を願うと共に、一刻も早い復旧を願っております。

岩手県社会福祉士会では1月13日の理事会において、①人的派遣及び支援については「岩手県災害派遣福祉チーム」の活動を基本とすること、②日本社会福祉士会で災害対策本部を立上げ、被災した圏域の県社会福祉士会の活動等を支援するための「活動支援金」に当会として3万円を拠出すること、③会員個人々人にも被災地への思いの一つとして、「活動支援金」の協力をお願いすることを確認しました。

つきましては、会員の皆様にも「令和6年能登半島地震」の支援の一つとして、「活動支援金」について、下記の内容で協力をお願いしたと考えています。

併せて、東日本大震災を経験したことから、募金だけでなく「メッセージ」として、ねぎらいの言葉を届け、被災地の社会福祉士の方々を励ますことができればと考えています。(メッセージは、必須ではありません。)

記

1. 「活動支援金」振込先

・ゆうちょ銀行 記号 18320 番号 06389261

【店名】八三八 【店番】838 【口座番号】0638926

・名義 シャ)イワテケンシャカイフクシシカイ

2. 「活動支援金」の募金額

・金額は設定しません。会員個人の思い、考えでお願いします。

3. 「活動支援金」受付期間

2024年1月16日(火)～2024年3月9日(土)

4. メッセージについて(任意の取り組みです。)

(1)投稿先：当会のメールアドレスに投稿ください。事務局で取りまとめ届けます。

E-mail : info@iwate-csw.or.jp

(2)投稿要件：以下の項目で作成下さい。

※送信メールの件名に【能登半島地震メッセージ】と表記下さい。

①宛先(例：能登半島地震被災地の社会福祉士会、石川県社会福祉士会等)

②内容(字数に制限はありませんが、長文で解読に手間を取らせない内容。)

③投稿者名(匿名でも受付けます。)

5. その他

・不明な事柄や確認したいことは、事務局に問合せ下さい。

・「活動支援金」「メッセージ」の取り組みは、理事会等に報告します。